

伊東市公告第63号

次の建設工事について、制限付き一般競争入札を行うので、伊東市契約規則（昭和39年伊東市規則第4号）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年 7月10日

伊東市長 杉本 憲也

1 入札執行者 伊東市長

2 入札に付する事項

(1) 工事名 伊東温泉競輪選手宿舎増築工事

(2) 工事箇所 伊東市岡地内

(3) 工事種類 建築一式工事

(4) 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建て（22室）

敷地面積 116,855.84㎡

建築面積 796.47㎡

延床面積 1,857.77㎡

建築工事一式

電気設備工事一式

空調設備工事一式

衛生設備工事一式

昇降機設備工事一式

外構工事一式

(5) 工期 約18月

(6) 予定価格 事後公表

(7) 議会の議決 要

3 入札参加形態

伊東市建設工事共同企業体取扱要綱（平成9年伊東市告示第48号）に定める特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

4 入札に参加する者に必要な基準等に関する事項

本市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者によって構成され、次に掲げる条件を全て満たしている共同企業体であり、かつ、共同企業体としての入札参加資格の認定を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の数

2者又は3者とする。

イ 構成員の組合せ

第2項第3号の工事種類について建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者で、次号アの代表構成員の資格要件を満たす1者並びに同号イのその他構成員Aの資格要件を満たす1者及び同号ウのその他構成員Bの資格要件を満たす1者の計3者又は次号アの代表構成員の資格要件を満たす1者及び同号ウのその他構成員Bの資格要件を満たす1者の計2者の組合せとする。

ウ 結成方法

自主結成とする。

エ 出資比率

共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度額は、2者の企業体のときは30パーセント以上、3者の企業体のときは20パーセント以上とする。

オ 存続期間

次に掲げる共同企業体の区分に応じて、それぞれ定める期間とする。

(ア) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

成立してから、当該工事の請負契約の履行後3月以上は存続するものとする。

(イ) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものとする。

(ウ) 共同企業体は、結成後、速やかに伊東市電子入札運用基準に基づき、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するために必要な手続を行うこと。

(2) 構成員の資格要件

ア 代表構成員

伊東市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (イ) 当該工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業者であること。
 - (ウ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
 - (エ) 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を静岡県内に有しており、かつ、建築一式工事に係る経営規模等評価結果の総合評定値が900点以上の者又は建築一式工事市内A等級に格付けされている者のうち建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が900点以上の者であること。
 - (カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - あ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - い 建築工事業に係る監理技術資格者証を有する者
 - う 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、雇用関係が6か月以上経過している者
 - (キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (ケ) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- イ その他構成員A
- 伊東市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者であること。
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しないこと。

- (イ) 当該工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業者であること。
- (ウ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (エ) 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を静岡県内に有しており、かつ、建築一式工事に係る経営規模等評価結果の総合評定値が900点以上の者又は建築一式工事市内A等級に格付けされている者のうち建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が900点以上の者であること。
- (カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - あ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - い 建築工事業に係る監理技術資格者証を有する者
 - う 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、雇用関係が6か月以上経過している者
- (キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ケ) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

ウ その他構成員B

伊東市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者であること。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ) 当該工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業者であること。
- (ウ) 当該工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (エ) 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、伊東市指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (オ) 建築一式工事市内A等級に格付けされている者であること。
- (カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - あ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - い 建築工事業に係る監理技術資格者証を有する者
 - う 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、雇用関係が6か月以上経過している者
- (キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (ク) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ケ) 伊東市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

5 入札説明書、設計図書（設計書、図面）等の公開について

- (1) 公開期間 令和8年7月13日（月）から令和8年9月1日（火）まで
- (2) 公開方法 伊東市ホームページ及び入札情報サービス（PPI）

なお、設計図書（設計書、図面）については、構成員の資格要件を満たす者にCD-Rにて配布する。

配布期間 令和8年7月13日（月）から令和8年9月1日（火）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

配布時間 午前9時から午後5時15分まで

※ 正午から午後1時までを除く。

配布場所 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所高層棟6階庶務課

※ 郵送等での配布は行わない。

6 建設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、建設工事入札参加資格審査申請書を電子入札システムにより、入札参加資格確認資料を持参により提出すること。

提出期間 令和8年7月13日（月）から令和8年7月27日（月）の午前9時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 入札執行に関する事項

(1) 開札執行日時 令和8年9月2日（水） 午前9時

(2) 開札執行場所 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所6階 行政資料室

(3) 入札方法 電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で、伊東市の承認を得た場合は次の書面を持参して入札できる。

ア 入札書及び入札金額に係る工事費内訳書を入れ、封印した封筒

イ 入札参加資格確認通知書の写し

ウ 委任状（代理人の場合）

エ 2回目用の入札書、封筒

(4) 入札回数 2回を限度とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（契約金額の10分の1以上）。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び建設工事等競争入札心得

において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

また、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、構成員が指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である等入札時点において第4項第2号に掲げる資格のない者が行った入札は、無効とする。

- (7) 落札者の決定方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、本入札は、調査基準価格を設けており、本市の設定した調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、伊東市建設工事に係る低入札価格調査制度に関する要綱（平成17年伊東市告示第71号）に基づき、最低入札者であっても必ずしも落札者とならないときがある。

なお、この場合、入札を「保留」とし、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査し、落札者は、後日決定する。

また、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

- (8) 契約書作成の要否 要

- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

8 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
(2) 照会窓口は、伊東市総務部庶務課とする。